

環境整備と地域の振興をめざす

水俣湾汚泥処理事業と埋め立て土地利用計画

現在まで、水俣病として認定された患者は、県外も含め千人を超える状況です。水俣病の発生は、チッソ水俣工場の製品製造過程で使用された水銀の一部が、メチル水銀となり排出されたことに起因するものです。

チッソ水俣工場においては、現在、水銀は全く使用されておりませんが、今までに排水された水銀（大部分が無機水銀）を含む汚泥が水俣湾及び周辺に堆積しており、一方、水俣湾内の魚介類の水銀濃度は、昭和四十三年以降急激に減少したとはいえ、国が決めた基準値を上回る魚介類が数種類生息している現状です。

そこで一日も早く公害の根源を断つため、この汚泥を処理して、住民の健康を保護し、社会不安を解消することが、住民の皆さんの願望ですが、さらに汚泥処理により造成される約五八・二ヘクタールの用地については、沈滞した水俣市のイメージを好転させ、熊本県の重要施策である「新しいふるさとづくり」および水俣市の基本計画である「工業観光都市」の実現に役立つものとしてたいと考えます。

汚染処理事業

汚泥の処理につきましては、国で定められた除去基準以上の汚泥の区域を一部浚渫し、一部を埋立てることになります。現在までの経過と見通しおよび埋立地の利用についての概要を述べてみます。

経過

水俣病は水俣湾産の魚介類を、長期に亘って大量に摂取したことによって起こった中毒性中枢神経疾患です。その原因物質はメチル水銀化合物で、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で触媒として使用された水銀から生成されたメチル水銀化合物が、工場排水とともに水俣湾等に排出され、魚介類を汚染し、その体内で、濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地元住民が摂取することによって生じたものです。

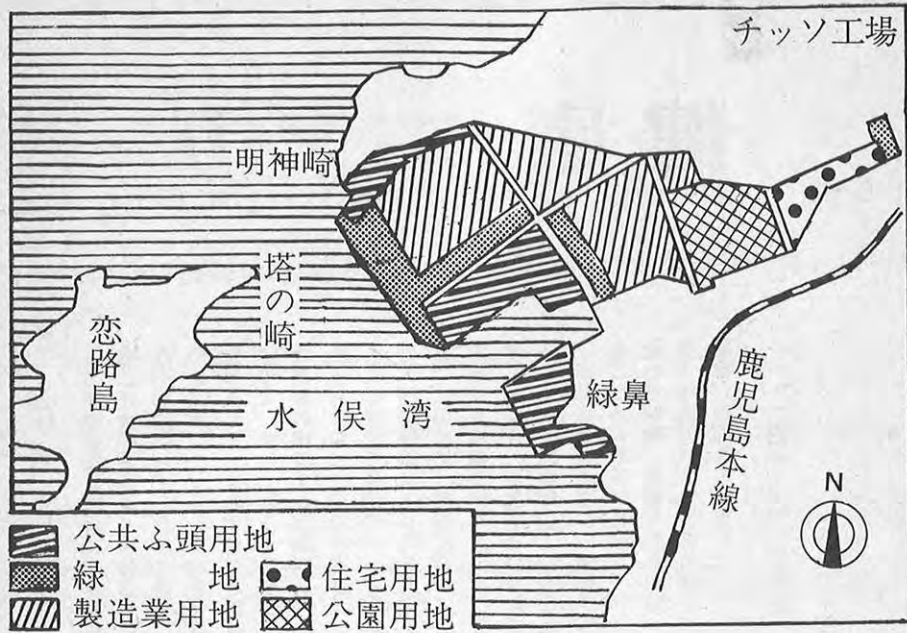
水俣湾内の魚介類水銀濃度はアセトアルデヒド製造最盛時に十ppm以上であったものが、昭和四十三年以降急激に減少し、昭和四十七年以降はほとんどが一ppm以下となっております。しかし現在なお水俣湾内には魚種によっては魚介類の暫定的規制値（総水銀）〇・四ppmを超えるものがみられ、さらに湾内水質についても、湾奥部では環境基準値（

総水銀）〇・〇〇〇五ppmを超えている状況です。

熊本県としましては、この問題に対処するため、昭和四十八年四月へドロ処理対策班を設置して現地調査にかかりその計画・実施・補償・予算等について、環境庁・運輸省との折衝を重ねてきました。四十九年四月には関係行政機関の職員によるへドロ処理計画を検討する水俣湾等公害防止事業計画委員会が、五月にはへドロ処理に伴う二次汚染問題などを学問的立場から検討する水俣湾等公害防止事業技術委員会がスタート、昭和五十年には六月に計画委員会が処理計画案および監視計画案をまとめ、七月以降地元地域住民の理解と協力を得よう努力して参りました。一方着工への事務手続としては、昭和五十一年に入ってから、二月に費用負担計画を決定し、中央港湾審議会、水俣港港湾計画を承認、三月に水俣市漁協と補償協定調印、五月に水俣湾公害防止事業所開設、七月埋立免許出願、八月埋立免許縦覧で現在に至っています。

今後、埋立免許が認可になり次第に明神の仮橋切工から着工して、本工事にかけ行くこととなりますが、先づ、二十五ppm以上の水銀汚泥を封じ込める埋立地の護岸を施行し、続いて埋立区域以外の水域の汚泥を浚渫して、その埋立地護岸内に吹込み、覆土して整地することとなりますが、完了までには、約十年間を要することになります。この外に

水俣湾埋め立て土地利用計画



も排水路・道路・港湾機能の整備も併せて施行することとしております。工事施工につきましては、もちろん絶対的に二次公害を起こさないことが前提となっており、そのためには、工法を充分検討するとともに実地試験を行っ

て、その安全性を確認して工事を進めることとしており、さらに、監視体制を充実、住民の代表を含む監視委員会を組織し、厳重に水質、魚介類等の監視を行いながら工事を進めることとしております。

土地利用計画

魚介類の監視につきましては、工事水域境界に仕切網約二・七キロメートルを二重に張り、さらに航路部二百メートルには音響による遮断施設を設けて魚介類の遊出入を防止する外、魚介類、プランクトンの水銀濃度を監視することとしております。

水質等についてはそのにぎりごと、水銀濃度地下水浸透等の状況を観測、監視して工事に反映させ、二次公害の防止に万全を期することとしています。

本埋立は環境を浄化し、住民の健康を保護するための公害防止事業としての目的を有するものであり、埋立地の土地利用に当っては、その目的に沿って環境保全への配慮を十分払うとともに、地域社会の発展にも寄与できるように五八・二ヘクタールについて次のように考えました。

小型船及び、旅客船フェリー、漁船対象の物揚場を計画し、これに関連する荷さばき外、野積場の整備を計ることとしております。

製造業用地二二・一ヘクタールは、産業の振興と、合理的な都市計画の調整のためのものです。

水俣市は鹿児島本線の複線化、九州新幹線水俣駅誘致、それに水俣港の大型船荷役施設計画で脚光をあびてきました。産業基盤が整備されるに従って中小企業の整備拡張及び、近代化が考えられます。そのため現在市内に散在している騒音、振動、粉塵などの苦情の種となっている中小工場の協業化、集約化の用地として計画しています。

緑地八・八ヘクタール、公園七・六ヘクタールは生活環境の高揚のためのものです。埋立工事により海面の一部を失うこととなりますが、この環境損失を補いさらに現在までの水俣市のイメージを変えて明るく美しい住みよい町づくりには緑地やレクリエーションの場としての広い公園が必要と考えられます。

住宅用地三・〇ヘクタール、昭和六十年の推定人口は、五万人とされています。近年の傾向としての核家族化により平地の少ない水俣市でも、建設用地の不足が目立ってきましたが、中小企業工場の移転に伴う従業員などの住宅用も含めまして、百五十戸分の計画をたてています。